

YOU 鐘木こども園運営規程

(施設の概要)

第1条 社会福祉法人勇樹会が設置する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 YOU 鐘木こども園
- (2) 所在地 新潟市中央区湖南 27 番地 6

(施設の目的)

第2条 YOU 鐘木こども園（以下「本園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、本園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本園は、入園する乳幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。

- 2 本園は、特定教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うものとする。又児童福祉の向上と発展のため常に学び続けていく。
- 3 本園は、園児の家庭や地域の様々な社会資源との連携の下に、園児の保護者に対する支援及び地域の子育てに対する支援等を行うよう努める。

(特定教育・保育の内容)

第4条 本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、園児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を行う。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本園が特定教育・保育を行うにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

ただし、職員の配置については、新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第77号。以下「条例」という）第46条で定める配置基準以上とする。なお、員数は入園人数により変動することがある。

- (1) 園長 1名

園長は、特定教育・保育の質の向上及び職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主幹保育教諭 1名又は2名

主幹保育教諭は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育教諭・保育士 必要な員数

保育教諭及び保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての園児が安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 調理員 2名以上

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(5) 事務員・業務補助 若干名

事務員・業務補助は、本園の事務及び雑務を行う。

(6) 保育補助 若干名

保育補助は、保育士を補佐する。園児の保育業務全般の補助を行う。

(7) 嘴託医 1名

嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(8) 嘴託歯科医 1名

嘱託歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(学年及び学期)

第6条 本園の学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(特定教育・保育を行う日)

第7条 本園の特定教育・保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。

2 本園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子ども（以下「1号認定子ども」という。）に係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 学年末休業 卒園式後から3月31日まで

エ 学年年始休業 4月1日から入園式まで

オ 夏季休業 8月13日から8月15日まで

カ 冬季休業 12月29日から翌年1月3日まで

- (2) 保育認定子どもも（以下「2・3号認定子ども」という。）に係る休業日
- ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - イ 年始休日（1月1日から1月3日）
 - ウ 年末休日（12月29日から12月31日）
- 3 本園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ1号認定子ども及び2・3号認定子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。
- 4 本園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

（特定教育・保育を行う時間）

第8条 本園の特定教育・保育を行う時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた2・3号認定子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

月曜日から金曜日 午前7時00分から午後6時00分までとする。

土曜日 午前7時00分から午後6時00分までとする。

ただし、本園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、月曜日から金曜日においては午後6時01分から午後7時00分までの範囲内で延長保育を行う。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

本園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた2・3号認定子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

月曜日から金曜日 午前8時00分から午後4時00分までとする。

土曜日 午前8時00分から午後4時00分までとする。

ただし、本園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、午前7時00分から午前7時59分、月曜日から金曜日においては午後4時01分から午後7時00分まで、土曜日においては午後4時01分から午後6時00分までの範囲内で延長保育を行う。

(3) 教育標準時間認定に関する教育標準時間は、午前9時00分から午後4時00分までとする。

ただし、本園は1号認定子どもが、やむを得ない事情により教育時間の前後に保育が必要な場合は、開園時間内において預かり保育を行う。

2 開園時間

本園が定める開園時間は、次のとおりとする。

月曜日から金曜日 午前7時00分から午後7時00分までとする。

土曜日 午前7時00分から午後6時00分までとする。

(利用者負担とその他の費用等)

第 9 条 本園において、新潟市特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例により、1 号認定子ども及び 2・3 号認定子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を保護者から徴収する。

2 第 1 項に定めるもののほか、本園の特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを保護者から受けるものとする。

(1) 教材費、通園カバンなどの金額は入園のしおりなどでその都度お知らせする

(2) 2・3 号認定子どもの延長保育事業の実施に必要な経費の一部として、

利用者負担額 100 円/30 分

(3) 1 号認定子どもの預かり保育の実施に必要な経費の一部として、

利用者負担額 100 円/30 分

(4) その他本園の保育において通常必要とされ、保護者負担が適当と認められるもの

(利用定員)

第 10 条 本園の利用定員は、次のとおりとする。

1 号認定子ども 10 人

2 号認定子ども（3 歳以上児） 75 人

3 号認定子ども（3 歳未満児） 55 人

(利用申込に対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 11 条 本園は、1 号認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申込みに係る 1 号認定子どもの数及び現に利用している 1 号認定子どもの数の総数が第 10 条に定める利用定員の総数を超える場合においては、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

4 本園は、市が行った利用調整により認定子どもの本園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第 12 条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面（重要事項説明書）により、園児の保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 本園の園児が次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 園児の保護者から本園の利用に係る取り消しの申出があったとき。
- (3) 市が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第13条 本園は、特定教育・保育の提供を行っている園児の体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

- 2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、新潟市中央区健康福祉課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第14条 本園は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を決め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火その他必要な訓練を実施する。

- 2 防災設備について、常に使用できるように整備しておく。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 本園は、園児に対する虐待を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 本園は、特定教育・保育の提供中に、本園の職員又は保護者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、速やかに新潟市中央区健康福祉課・児童相談所等適切な関係機関に通告する。

(苦情対応)

第16条 本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。必要なものについては改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(秘密保持)

第17条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 本園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により園児の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(その他の事項)

第18条 この規程に定めるもののほか、本園の管理に必要な事項は、園長がその都度定める。

附 則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。

この規程は令和5年4月1日から施行する。

この規程は令和7年4月1日から施行する。